

英国のボランティア団体におけるソーシャルワーク実践に関する研究 I

ーバナーダーズ・子どもへの性的搾取に関する実践に着目してー

○ 東北社会福祉史研究連絡会 高松 誠 (7441)、三上 邦彦 (岩手県立大学・0135)、山崎 陽史 (岩手県立大学・6416)、岩瀬 由美 (岩手県立大学・6125)

[キーワード] 子どもへの性的搾取、ボランティアセクター、バナーダーズ (Barnardo's)

1. 研究目的

英国におけるボランティア団体の活動は、国家の社会福祉に関連する制度・施策に大きな影響を与えている。英国のボランティア団体におけるソーシャルワーク実践の特徴としては、社会の底辺にある、深刻なニーズを把握し、支援が必要な人々に対し適切な支援を行っている点が挙げられよう。これは我が国における社会福祉実践活動および社会福祉研究においても一つの指針となり、意義あるものとなると考えられる。このような視点から、本研究では、英国において最大級の規模を有し、長年に渡り子ども家庭福祉の分野において先進的な実践を展開しているバナーダーズ (Barnardo's) のソーシャルワーク実践を一例とし、同団体が約 20 年間に渡り取り組んでいる「子どもへの性的搾取」(Child Sexual Exploitation) の問題について、その実践内容を明らかにし、英国のボランティア団体における社会福祉への役割とそのソーシャルワーク実践例について報告したい。

2. 研究の視点および方法

本研究では、バナーダーズにおける「子どもへの性的搾取」に関する社会福祉実践に関して、バナーダーズ本部に、該当する部門の担当者へのインタビューを依頼し、その内容を分析した。インタビューは 2016 年 3 月及び 2017 年 3 月にロンドン市内で、「子どもへの性的搾取」部門担当者参加のもとに行われた。これらに、先行文献およびバナーダーズにより提供された過去の実践データから得た知見を加え、過去 20 年以上に渡り、同団体が取り組んできた子どもへの性的搾取に関するソーシャルワーク実践を明らかにした。

3. 倫理的配慮

本研究は、インタビュー調査に当たり、事前に当該団体のバナーダーズに、その調査概要と目的を伝え、それらに関する同意を得た後に調査を実施した。研究は、一般社団法人日本社会福祉学会「研究倫理指針」(2010 年 4 月 1 日施行) に従い、調査を実施するにあたり、調査対象者・地域・団体等の匿名性を遵守し、対象者の名誉やプライバシー等の人権についても十分配慮した上で研究を行った。

4. 研究結果

バナーダーズは、約 20 年に渡り「子どもへの性的搾取」の問題に取り組んできた。この取り組みの成果の一つとして、従来、「売春」(prostitution) と呼ばれていた、子どもへの性虐待の問題を、同団体は法改正のためのキャンペーンの実施等により、「子どもへの性的搾取」(Child sexual exploitation) という名称に変えていった事が挙げられる。この結果、現在では英国においては「子どもの売春」という言葉だけではなく、「性的搾取」という表現も一般的なものとなっている。

性的な被害下にある子ども達を路上で救出することから始まったバナーダーズの「子どもへの性的搾取」改善に向けての実践は、近年、子どもへの性的搾取に関するいくつかのモデルが明らかになってきたという理由で、これらのモデルに対応するためのソーシャルワーク実践という形で進められている。その主なモデルは以下のとおりである。

①「Boy Friend model」: 男性が少女たちに対して、「Grooming」と呼ばれる、ボーイフレンド・ガールフレンドのような関係性であると思わせ、健全な関係性を疑似的に作り

上げ、化粧品等の物を与える行為により更に信頼感を植え付け、性的搾取を行うケース。

②「Party model」：少女たちをパーティーと称して呼びだし、ドラッグやアルコールを大量に与え、前後不覚にして性的虐待を行うケース。"chem-sex" parties と呼ばれる、ドラッグを用いたパーティーが問題視されている。

③「Online abuse model」(Internet Abuse)：オンラインによるインターネット虐待のケース。昨年、バナードーズの6つの子どもへの性的搾取に関するサービスを半年間調査したところ、800人のケースがあり、その半数がインターネット関連のケースであった。

これらの「性的搾取モデル」に対するバナードーズの取り組みは「4A」と呼ばれており、その内容は以下のようになっている。①Assertive outreach：支援側から積極的に対象者へと出向く姿勢を持つこと ②Advocacy：当事者である子どもに関して、学校や家族の立場も含めて擁護すること ③Attention：サポートを子ども達に知ってもらうための方法（メール、文書なども含む）を構築すること ④Attachment：ソーシャルワーカーたちが安全な人物であることを子どもたちに定着させること。

「4A」という観点から、バナードーズでは、関係機関との連携を強化しながら、そのソーシャルワーク実践を進めている（子どもへの性的搾取問題解決のためのマルチエージェンシー化）。すなわち、一つの関係機関の取り組みのみでは、この子どもへの性的搾取の問題を根本から変えていくことはできない。そこで、警察、公衆衛生、法的組織等と連携しながら子どもの安全を確保するための取り組みを行う、という実践である。具体的には、子どもへの性的搾取に関する加害者への緊急逮捕が法的に不可能な場合に、関係機関が連携することにより「子どもの連れ去り」(trafficking)を早い段階で防いだ事例が挙げられる。バナードーズにおいては、子どもの福祉に関する諸機関が、同じ地区内の建造物や周辺に事務所を構え、連携することは通常の支援体制となっている。関係機関相互のつながりに加え、必然的にソーシャルワーカーとケアワーカーとの連携も必要ともなる。また、悲惨な経験をした子ども達がマルチエージェンシーの組織に何度も同じ話をすることは心的外傷の、助長の恐れもある。ゆえに、連携により共有の場で、子どもの証言を一度で終えることができる、ということは子どもの権利保障の観点からも有益である。

5. 考察

バナードーズにおける「子どもへの性的搾取」の取り組みから、そのソーシャルワーク実践に関して、過去の実践をもとに得られたモデルに対し関連諸団体のマルチエージェンシー化に基づいた支援が行われていることが確認された。これらの支援に関してバナードーズでは独自のツールやアセスメントシートを用いて、子どもへの性的搾取の問題改善のための試みが実践されているが、この内容についての検討が今後の研究課題の一つとなる。バナードーズをはじめとする、英国における「子どもへの性的搾取」に対する取り組みが、我が国における、子ども虐待の諸問題への関係機関連携を進め、内情に適した実践を構築していくための一助となるよう、今後とも研究を継続していきたい。

参考文献 平成 27・28 年度岩手県立大学社会福祉学部プロジェクト研究「英国のボランティア団体におけるソーシャルワーク実践に関する研究」（研究代表：三上邦彦）

付記：本研究は、平成 27 年、28 年度岩手県立大学社会福祉学部プロジェクト研究「英国のボランティア団体におけるソーシャルワーク実践に関する研究」（研究代表：三上邦彦）の一部として実施された研究に基づいて行われた。なお、本研究の調査研究は、英国のボランティア団体バナードーズの全面的協力をいただいた。